い、平成33年３月31日までの間（⑷及び⑸については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算⑴　イからウまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算⑵　イからウまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算⑶　イからウまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

８　複合型サービス費

イ　看護小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

⑴　同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

㈠　要介護１	12,341単位
㈡　要介護２	17,268単位
㈢　要介護３	24,274単位
㈣　要介護４	27,531単位
㈤　要介護５	31,141単位

⑵　同一建物に居住する者に対して行う場合

㈠　要介護１	11,119単位
㈡　要介護２	15,558単位
㈢　要介護３	21,871単位
㈣　要介護４	24,805単位
㈤　要介護５	28,058単位

ロ　短期利用居宅介護費（１日につき）

⑴　要介護１	565単位
⑵　要介護２	632単位
⑶　要介護３	700単位
⑷　要介護４	767単位
⑸　要介護５	832単位

注１～４　（略）

５　イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第８項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注９における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、１月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

６　イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する第81条第６号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

７～10　（略）

い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算⑴　イからネまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算⑵　イからツまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算⑶　イからツまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

８　複合型サービス費

イ　看護小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

⑴　同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

㈠　要介護１	12,341単位
㈡　要介護２	17,268単位
㈢　要介護３	24,274単位
㈣　要介護４	27,531単位
㈤　要介護５	31,141単位

⑵　同一建物に居住する者に対して行う場合

㈠　要介護１	11,119単位
㈡　要介護２	15,558単位
㈢　要介護３	21,871単位
㈣　要介護４	24,805単位
㈤　要介護５	28,058単位

ロ　短期利用居宅介護費（１日につき）

⑴　要介護１	565単位
⑵　要介護２	632単位
⑶　要介護３	700単位
⑷　要介護４	767単位
⑸　要介護５	832単位

注１～４　（略）

（新設）

（新設）

５～８　（略）